

建築基準法施行細則等に基づく公聴会運営規約

(趣旨)

第1条 この規約は、建築基準法施行細則（昭和59年船橋市規則第77号）、違反建築物等に関する公聴会運営要綱、許可等に関する公聴会運営要綱及び建築協定に関する公聴会運営要綱の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(公聴会)

第2条 公聴会は、委員長及び委員によって構成する。

- 2 公聴会の委員長は、建築部長をもって充てる。
- 3 公聴会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 建築部次長
- (2) 建築部参事
- (3) 建築部建築指導課長
- (4) 建築部建築課長
- (5) 建築部宅地課長
- (6) 建築部住宅政策課長
- (7) その他市長が必要があると認める者

(公聴会の委員長及び委員)

第3条 委員長は、公聴会をつかさどり、議事を整理する。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

附 則

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年6月9日から施行する。